



健康保険適用除外承認申請とは??

- ① 株式会社などの法人事業所
- ② 常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所
- ③ 会社を法人化したとき
- ④ 法人事業所に就職したとき
- ⑤ 個人事業所の従業員が5人以上になったとき

①・②については、健康保険(協会けんぽなどの被用者保険)と厚生年金に加入することが義務づけられています。ただし、すでに職能国保に加入しており③~⑤に該当する被保険者については事実発生日から**14日以内**に日本年金機構に手続きを行い、「健康保険適用除外」の承認を受けることで引き続き職能国保に加入することができます。



「社会保険の加入に関する下請け指導ガイドライン」において「適切な保険」が下記のように定められています。(一部抜粋)

所属する事業所				
事業所の形態	労働者の数	労働保険	医療保険(いずれかに加入)	年金
法人	1人~	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外を受けた国保組合(職能国保)※ 	厚生年金
個人	5人~	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外を受けた国保組合(職能国保)※ 	厚生年金
	1人~4人	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国保組合(職能国保) 	国民年金
	個人事業主 一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国保組合(職能国保) 	国民年金

※ 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国保組合に加入することができます。

は、事業主に従業員を加入させる義務があるもの



法人や雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所の従業員であっても、**年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行って国民健康保険組合に加入している場合は、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。**

(ホームページより一部抜粋)

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

《加入者数》

組合員	2,307人
家族	2,568人
後期高齢者組合員	158人
計	5,033人

(2021年9月末現在)

インフルエンザの季節が今年もやってきた



インフルエンザ予防接種者に対する助成のご案内

★ 対象接種期間

令和3年10月1日~令和4年3月31日

★ 補助金額

2,000円を限度 (小学校6年生以下の子が2回接種し、2回分を同時に申請した場合は4,000円を限度)

※ 経鼻インフルエンザワクチンは助成の対象となりません



新型コロナウイルス感染症に加え、これからの時期はインフルエンザの流行にも気を付けなければいけません。流行前にワクチン接種をすることで、発症や重症化の予防が期待できます。この機会にぜひご家族で、予防接種を受けることをお勧めします。



事業主・従業員の皆さま!

労働安全衛生法による定期健康診断(事業者健診)を受けた40歳以上の皆さまの特定保健指導(健康サポート)を実施するため、**事業者健診結果データの提供をお願いしています。**

★ 「特定健診」は40歳から74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム該当者およびその予備軍を減少させることを目的として、国から保険者に義務付けられた制度です。

特定健診等の受診率が目標率に届かないと、国からの交付金が調整され組合財政に影響が出る場合があります。

お知らせ

がん郵送検診の申込期限について

20歳以上の女性の方には直接当組合から、40歳から74歳の方には特定健診の受診券と共に送付しておりました大腸がん・子宮頸がんの申込はがきの期限が、

2021年12月31日投函

までとなっております。

お早めのお申し込みをお願い致します。

健康な家庭168世帯を表彰しました
健康家庭表彰
令和2年度の1年間、保険証を一度も使わなかった168世帯を表彰しました。
健康家庭特別表彰
連続して30年間、保険証を一度も使わなかった1世帯を特別表彰しました。



所得調査延期のお知らせ

以前お知らせしました所得調査(課税標準額調査)について、令和3年度に実施する予定となっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期されることとなりました。

この調査は、職能国保に加入する皆さんの所得を調査することで、国庫補助金の補助率等が決定される大切な調査です。今後の予定につきましては、改めてお知らせします。